

令和元年 1 2 月 5 日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年12月5日(木) 13時32分 開会
15時10分 閉会
2. 場 所 第2委員会室
3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員
4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸
5. 会議に付した事件
陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書
6. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎陳情第14号「いかくら阿久根」に関する陳情書

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

本日は継続審査中である、陳情第14号、いかくら阿久根に関する陳情書を議題とします。本案件については、これまで計5回委員会を開催し審査を進めてまいりました。本日はこれまでの審査において出てきた意見等を集約し、陳情に対する委員会としての結論を出したいと思っております。これまでの意見等を集約したのものとして、皆様のお手元に委員長報告の案を配付してあります。こちらの内容確認のため、暫時休憩いたします。

(休憩 13:33～13:49)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、報告書について委員の皆様から御意見を伺います。何かありませんか。

仮屋園一徳委員

10ページについては各要望に対して、調査の内容がよく記されていると思っております。ただ11ページの委員長の報告に付すものについては、ちょっと理解できないところがありますし、これを採択・不採択となったときにどのような取り扱いになるのか、その辺がちょっと不明確です。採択した場合にはどうなるのか、不採択の場合はこれで全部終わりなのか、その辺の確認をしたいということと、行政に対して、猟友会や協会に推薦を任せてはいけないとしてあるのですが、この辺にはもう少し説明が必要かなと思っておりますし、いかくら阿久根に持ち込まれた鳥獣については、解体処理及びジビエ肉としての活用を直ちに再開することとありますが、いかくらの説明では、補助金がないことには職員の日当等も払えず再開できないということだったのですが、これでいいのかどうか、ちょっと不明確かなと私は思います。

岩崎健二委員長

今回の陳情については、採択とか不採択とかという答えがなじまない内容であるので考えるところがありました。それで、例えば採択としたときに、これを報告して何ができるかということ、ほとんどできないし、また不採択としたときに、調査を求めるといふ陳情に対して調査を進めてきたわけですから、陳情者の意思に沿ったことをしてきていますので、不採択としても相違があるのかなと考えておきまして、一般的な陳情とはちょっと違うなと苦慮しているところではありますが、皆さんの意見を聞きながらどのように取り扱うのかというのは考えていきたいと思っております。

それから今、行政に対しての意見の内容についてでしたが、これは捕獲隊員を除名するとかという話があって、そんなことは任せるなという委員の皆さんの話があったので、ここのことは行政がきちんとやるべきだというふうを考えて、猟友会や協会に推薦を任せてはいけない、行政が責任をもってやるべきだと書いたつもりであります。

中面幸人委員

7ページに、捕獲隊員である証明や捕獲できる証明というのはあるのか、また任命権者は誰か、という問いの答えが下に書いてありますが、ここはやっぱり市長という文言を入れるべきだと思います。これでは任命権者はだれだという答えがないので、任命権者は市長、例えば、従事者証であったり駆除の指示書であったりというのは市長が出しているわ

けだから。

それから全体的な事なのですが、例えば、今、滞っているから、捕獲協会の人たちもとのんだけど、処理ができなくて山に埋めて大変だということで、もう、とらない状況です。やはり、いかくらの施設としてはいつでも再開できるような状況にはなっているということです。捕獲した人が安心して解体施設に持って行ける状態にしてやらなくてはいけないと思います。例えば今、持って行けば除名するぞとかいうふうになっているから、それが恐くて持って行けないという状況が続いていると思うのですよね。だからこの間、委員会で所管を呼んだときに、任命権者は市長であるのだと。だから捕獲隊の推薦でしているわけけれども、捕獲隊が駆除の指示を剥奪するとか、捕獲隊員を除名するのは捕獲隊でできるかもしれないけど、指示書とかそういうのは捕獲隊がどうこうできるわけではないので、だから安心していかくらに持って行って解体できるのだと。話を聞けばですね、せつかくああして補助金を組んでつくった施設がある中で、施設としてはいつでも解体できるようにしてあると。だから脇本捕獲隊のほうからですね、とにかくいかくらを開けて解体させてくれと。ただ、今、委員からもあったけれど、補助金なしでは、行政の応援なしでは運営は難しいということも、この委員会の審査でわかったところもあります。とにかく、いかくらに持って行って自分で解体できる人は解体し、自分でできない人は使用料を3,000円払って解体できる人を頼んで解体してもらおうというような形でいかくらとしても対処できるようにしてあるという話も聞いているので、陳情者のほうもですね、早くそれを解決して、農家の鳥獣からの被害を軽減するべきだという主旨の陳情書でもあるわけだから、そこら辺りをこの委員会でですね、意見として、捕獲隊の隊員が安心していかくらに持って行って解体できる、そうすることによってイノシシ・シカの頭数が減って農産物の被害が軽減するというのを、委員長報告に付するべきだと思います。

岩崎健二委員長

7ページに限らずですね、ここに書いてある文章は、11ページの意見は別として、全て今までの委員会で出された言葉を書いています。それで今、中面委員からあった任命権者は誰かの問いに対して、市長であるという答弁はなかったところです。

〔発言する者あり〕

市長であるという答弁がなかったの、市長であるという答弁があったとは書けないんですよ。

山田勝委員

ちょっと待ってください。2回目の水産林務課を呼んだときに指示書の資料を見て、市長名で出しているということがはっきりしたから、私は出していると思いますよ。市長が任命権者ですよ。許可がなきゃといがならんたって。

岩崎健二委員長

それではですね、水産林務課への質疑のときに指示書の資料提示を受け、その中に阿久根市長の名前、公印を押してありましたので、それを持って任命権者は市長であると判断した。よって捕獲隊には除名するという権利はないものと考えてということですよ。

中面幸人委員

言葉自体がですね、除名というのは、捕獲隊から除名するということだと思います。捕獲の指示とかを剥奪するとか、そういう文言に変えないといけないんじゃないですか。

仮屋園一徳委員

今の関連で。指示について、今やっていることはどういうことかという、今言われるように市が指示をして、それで捕獲隊員がとって、今は先ほど言った1頭当たり幾らでもらって、それをば穴を掘ったりして埋めているというのが現状だから、指示がないととってもお金をもらえないということです。

山田勝委員

だから、指示書は市長が出すたっで、権限は阿久根市の市長の権限よ。

仮屋園一徳委員

またそれといくらとか、そういうのは全く別の話です。

中面幸人委員

だから、除名というのは捕獲隊員から除名しますよということで、指示書というのは市長がやるわけであって、捕獲隊がその指示を、いわば捕獲することができないようにするというはできないと思うんですよ。そこ辺りをはっきりさせないと、会員が安心してできないんじゃないですか。

岩崎健二委員長

ですから、そのことについて7ページに、「猟友会、その内部に捕獲隊、その中から一部一般社団法人に出向いてという形になっており、行政側が指示を出す捕獲隊の隊員の方々は、猟友会の中から推薦をいただいて入っているので、猟友会の会員であることがまず原則である。除名するとかというのは、捕獲隊員として除名するということであり、その捕獲隊内の決定事項ですので、そこまであまり指導はできないと思う。」との答弁があったと書いています。だから、捕獲隊員としての除名であって、指示書を剥奪するとかということはないんですよ。

中面幸人委員

それならさっき委員長が言ったように、資料に市長印が押してあるから、指示については市長が任命権者であることは確認できた。だから捕獲隊がこの指示を剥奪することはできないという文言を入れてくださいよ。

山田勝委員

そこまで入れないとね、意味はないよ。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 14:05～14:46)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今、皆さんから意見をいろいろいただきました。7ページの一番下、「答弁があった」の後に、委員会として任命権者は誰なのかとの問いについては、従事者証、指示書について市長の公印があることから任命権者は阿久根市長であると確認したと追加する。

次に10ページの要望1「その割合は81.9%である」の次に、委員会としては、イノシカ流通対策事業の目的に沿って100%流通に乗せるべきだと考える。個人が持ち帰るべきものではないとの結論に至った。

次に11ページ、行政に対しての(2)「法人捕獲」とありますが、この法人捕獲についてはわかりやすく誤解を生まない文言に変更します。次に同じく(3)「協会及び捕獲隊への指導」というところ、協会及び捕獲隊は市の指示に従っていただくよう、指導・監督をしっかりと行うことというふうに変更します。

以上ですが、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これより陳情第14号「いくら阿久根」に関する陳情書の討論・採決に入ります。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 14:48～14:49)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結します。

それでは、陳情第14号について採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので挙手により採決します。

採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数であります。よって採択はしないものと決しました。

それでは、本件は不採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので挙手により採決します。

不採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数であります。よって不採択はしないと決しました。

それでは、本件は趣旨採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、よって陳情第14号は趣旨採択すべきものと決しました。

ほかに委員の皆さんから何かありませんか。

山田勝委員

一つだけ提案があります。いかに阿久根の助成金がなくなったことについて、議会の決議事項があったんですよね。全部調査をしてはっきりしてからでないと金は払うなという事です、それからずっと払ってきませんでした。しかしながら、今ですね、どう考えても、いかに阿久根については円滑に運営できるような段取りをつけてくれないといけませんので、今回、捕獲隊に出す許可とかについては、絶対阿久根市が今後責任をもって管理するという事と、いかに対する助成金も検討して欲しいということ、最終本会議でも議会の決議をするべきだという気がするんですけどね。そうしないと円滑に回らないですよ、農家が苦勞をする。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 15:05～15:09)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本陳情に対する委員長報告、2月発刊予定の市議会だよりの原稿の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかになければ、以上で本日の産業厚生委員会は散会いたします。

(散 会 15時10分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二